

尼崎市財政運営基本条例について

I 条例制定の背景（条例前文）

本市は産業都市として高度経済成長期にまちが大きく発展し、人口も増加する中で、右肩上がりの豊かな税収やモーターボート競走事業等からの多額の収益事業収入に支えられ、多くの公共施設の整備や市民サービスの充実に努めてきた。

しかしながら、平成初期のバブル経済の崩壊を境に、景気の長期低迷の影響から、それまで好調であった税収の伸び悩みや、本市独自の施策を下支えしてきた収益事業収入の大幅な減少に見舞われることとなり、また、厳しい社会経済環境下において社会保障関係費が年々増加傾向となったことに加えて、阪神・淡路大震災の被災に伴う災害復旧・復興のための多額の財政需要が生じるなど、様々な社会経済情勢の変化の影響を大きく受けた。

こうした市財政の悪化に加えて、既に着手済みであった駅前等の大規模開発事業の継続実施や、土地開発公社による事業用地の先行取得などにより、本市は多額の負債を抱えることとなり、利子を含めた多額の公債費負担が生じたことで、硬直化した厳しい財政状況が続くこととなった。

このような背景のもと、本市では数度にわたる行財政改革に取り組み、その間、様々な施策の廃止、縮小、転換を余儀なくされる中で、市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなったが、行財政改革の取組の結果、本市の負債は減少傾向となっており、財政状況の改善が図られつつあるなど、本市の行財政改革は着実に成果を上げてきた。

一方で、今後も、社会保障の安定的な維持や、公共施設の適正管理など、**財政運営上の課題に対応していかなければならないことから、引き続き将来負担の縮減と必要な投資的事業の実施をバランスよく両立させていく必要があるとともに、市民ニーズの変化・多様化が進む中、時代に対応した施策を実施していくために、常に行財政改革の視点を持ち、規律ある財政運営を行っていくことで、将来にわたって財政運営のあるべき姿を実現していくことが必要である。**

以上のことを踏まえ、今後も引き続き魅力あるまちづくりに取り組んでいく中において、本市がこれまでに経験した財政的な危機を将来にわたって二度と招くことのないよう、過去の教訓を十分に活かしていくことで、健全な財政運営を維持し、市民の福祉の増進を図っていくため、尼崎市財政運営基本条例を制定する。

II 条例の概要

第1条 条例制定の目的

将来の負担に影響する施策の企画立案にあたっての意思決定は、将来の世代に過度の負担を強いることがないように十分留意し、健全で持続可能な財政運営の確保を図ることで、現世代としての責任を果たすため、本条例を制定する。

【説明】

本条例を制定する目的は、本市がこれまでに経験した財政的な危機を将来にわたって二度と招くことのないよう、過去の教訓を十分に活かしていくことで、健全で持続可能な財政運営の確保を図り、現世代としての責任を果たしていくことです。

その目的を実現するために、本条例においては、本市における財政運営の基本理念や遵守すべき基本的事項を明らかにすることとしています。

第2条 財政運営の基本理念

- (1) 市長は財政運営にあたっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであるという認識のもと、各種法令等の遵守はもとより、財政収支の見通しを踏まえた中長期的な視点を持ち、予見し難い社会経済情勢の変化の際に、可能な限り市民生活の安定を確保することができるよう、計画的に行わなければならない。
- (2) 市長は財政運営の透明性を高めるため、財政に関する情報を市民にわかりやすく公開し、情報を共有することにより、説明責任を果たさなければならない。

【説明】

本市の財政運営の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考え方をいいます。

1点目は長期間に及ぶ事業の負担や市債の発行など、将来の負担に影響する事項は、その負担が意思決定に参加できない将来の市民によっても担われることに留意する必要があることから、財政収支の見通しを踏まえた中長期的な視点のもとで、財政運営を計画的に行うことを規定しています。

また、例えば「単コロ」や「オーバーナイト」など、地方自治法などの各種法令や国からの通知等で禁じられている、もしくは不適切である可能性があるとしてされている手法は、健全な財政運営を損なう可能性があることから、各種法令等を遵守した財政運営を行うことを併せて規定しています。

2点目には、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであることから、市政参画の機会を拡大し、開かれた市政を推進していくために、市は市民に対して財政に関する情報をわかりやすく公表することで、説明責任を果たしていくことが必要であり、その旨を理念として規定しています。

※単コロ・・・市からの次年度の短期貸付金を財源とする第三セクター等からの返還金を、出納整理期間中に、市の当該年度の歳入とすることを繰り返す手法

※オーバーナイト・・・市から第三セクター等に貸し付けた短期貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度初日に再度貸し付ける手法

第3条 収入と支出の均衡

市長は、毎年度、収入と支出の均衡を図るため、規律ある財政運営を行わなければならない。

【説明】

収入と支出の均衡とは、毎年度の歳出が毎年度の歳入で賄われている状態のことを指します。

地方公共団体は住民から集める税が主な歳入であり、当該年度の歳入は当該年度の歳出、いわゆる住民サービスに充てることが基本となります。

一方で、投資的事業などの後年度にその便益が及ぶもので、単年度での財政負担を行うことが難しいものについては、市債や基金の活用などによって世代間の負担の平準化を図ることによって、各会計年度において収支均衡の確保を図ることとなりますが、いずれにしても将来世代に過度の負担とならないよう留意する必要があります。

収支不足や過度な将来負担が生じている状態は、将来の歳入等を前借りしている状態となることから、望ましい状態ではありません。

こうしたことを踏まえ、規律ある財政運営を行うことで、毎年度の収入と支出の均衡を図っていくことを理念として規定しています。

第4条 新規施策の実施

市長は、新たな施策を実施するにあたって、既存施策の廃止や縮小、転換などの支出の見直し又は収入の確保を図らなければならない。

【説明】

当該年度の歳入は当該年度の住民サービスに還元しなければならないという考え方のもと、地方公共団体の毎年度の当初予算は収支均衡の状態となるため、そこから新たな施策を実施しようとする際には、その実施財源を確保しなければ収支均衡を維持していくことはできません。

こうしたことから、事務事業が今日的視点から十分な効果を得られているかなどを常に意識しながら、既存施策の廃止や縮小、転換を行ういわゆる「スクラップ&ビルド」の考え方に基づき、市民ニーズの変化・多様化が進む中で、常にその時代に対応した施策を適切に実施していくとともに、支出の見直しや、市税や使用料・手数料などの収入の適正な確保を通じて、新たな施策の実施財源を確保していくことを理念として規定しています。

なお、新たな施策とは、新規・拡充施策の事業で、ソフト事業だけでなく、ハード事業や人件費を含んだものを指し、ハード事業については次に規定する将来負担の項目においても管理していくこととなります。

第5条 将来負担

市長は、市債の発行や債務負担行為、損失補償の債務の負担など将来の負担に影響する事業を実施する場合には、世代間の負担の公平性を考慮するとともに、事業の必要性の精査や、事業量の調整などにより、市債の償還等に係る負担の増加が、将来における健全な財政運営を損なわせることがないように十分留意しなければならない。

【説明】

将来負担とは、市債の発行や債務負担行為、損失補償の債務の負担など、将来の負担に影響するものを指します。

市債の発行や債務負担行為などを活用することで、世代間の負担の公平性を確保することを妨げるものではありませんが、一方で、市債等の残高が増加することは、現在の意思決定に参加することのできない将来世代の一般財源負担の増加につながることから、将来世代に過度に負担を強いることがないように留意する必要があります。

本市では、これまで安定的な財政運営を行うことができる将来負担の水準よりも高い将来負担を抱えてきたことが財政運営上の課題となっていました。

今後は将来負担を適正な水準に調整していくことで、長期的に安定した財政運営を行っていくための妨げとなることのないよう努めていくことを理念として規定しています。

第6条 財政運営方針の策定

市長は、次の各号に掲げる事項を定めた財政運営方針を策定し、公表しなければならない。

- ① 将来負担その他財政運営に関する数値目標とそれを実現するための財政規律
- ② 方針期間内における収支見通し
- ③ 収入の性質に応じた使途の整理、基金の積立及び活用方法
- ④ 不測の事態によって著しく健全な財政運営に支障を及ぼす場合の対応
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

【説明】

本条例案は理念条例として規定するものであり、個別具体的な財政運営に係る数値目標については、その時々¹の社会経済情勢を踏まえて決定していく必要があることから、数値目標等を定めた一定期間内における財政運営のための方針（財政運営方針）を別途定めることを規定するものです。この財政運営方針の中で定めることとしている必須項目の解説については次のとおりです。

- ① 将来負担その他財政運営に関する数値目標とそれを実現するための財政規律
 - ・ 個別具体的な将来負担残高の目標数値とそれに至るまでの財政規律を定めるものです。
- ② 方針期間内における収支見通し
 - ・ 収支見通しに基づく計画的な財政運営を行うために定めるものです。
- ③ 収入の性質に応じた使途の整理、基金の積立及び活用方法
 - ・ 不動産売払収入や収益事業収入などの臨時的な収入の使途の整理や、主要基金の積立・活用方法について定めるものです。
- ④ 不測の事態によって著しく健全な財政運営に支障を及ぼす場合の対応
 - ・ 財政運営方針期間中に生じうる不測の事態に対して、健全な財政運営に著しく支障を及ぼすような場合、それに対する対応について定めるものです。
- ⑤ その他市長が必要と認める事項
 - ・ その他、必要に応じて安定的な財政運営を行っていくために必要と思われる事項について定めるものです。

第7条 財政状況の公表

- (1) 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政に関する事項(以下「財政状況」という。)を毎年2月及び10月に公表するものとする。
- (2) 天災その他避けることができない事故により前項に定める期日に財政状況を公表することができないときは、市長は、事故のやんだときから1月以内において、これを公表しなければならない。
- (3) 2月において公表する財政状況には次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - ① 前年の4月1日から同年の9月30日までの期間における歳入歳出予算の執行状況
 - ② 前年の9月30日時点における財産、市債及び一時借入金の現在高
 - ③ その他市長において必要と認める財政に関する事項
- (4) 10月において公表する財政状況には次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - ① 前年の10月1日から3月31日まで及び前年度の出納整理期間における歳入歳出予算の執行状況
 - ② 3月31日時点における財産及び一時借入金の現在高
 - ③ 前年度末時点における市債の現在高
 - ④ 市民の負担の状況及び前年度の収支の状況
 - ⑤ その他市長において必要と認める財政に関する事項
- (5) 財政状況の公表は、市報あまがさき及び本市のホームページへの掲載によりこれを行う。

【説明】

財政に関する情報を市民にわかりやすく公開し、情報を共有することにより、説明責任を果たすという財政運営の基本理念を踏まえ、今後財政運営と財政状況の公表を一体的に運用していく観点から、現行の「財政状況の公表に関する条例」を廃止した上で、当該条例において規定するものです。

また、より市民にわかりやすい情報を提供できるよう公表時期を改めるとともに、公表手法として、市報あまがさきに加えて本市のホームページを追加することとしています。